

愛媛県報

発 行 **愛 媛 県**

第3008号

平成30年9月7日金曜日 第3008号

◇ 目 次 ◇
告 示

 地籍調査の成果の認証
 (農政課) 680

 土地改良事業の工事の完了
 (農地整備課) 680

 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知及び保安林の指定施業要件の変更予定に係る掲示の廃止
 (森林整備課) 680

 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知(2件)
 (") 680

 都市計画事業の事業計画の変更認可
 (都市整備課) 681

 道路の区域変更(県道十和吉野線)
 (南予地方局管理課) 681

 道路の供用開始(県道西谷吉田線外)
 (") 682

 公告
 (情報政策課) 682

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第860号

次の地籍調査の結果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成30年9月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地域	調査期間	成果の名称
西条市	坂元の一部・氷 見の一部	平成28年度から 平成29年度まで	西条市(坂元の一部・氷見の一部) の地籍図及び地籍 簿
四国中央市	金生町山田井7	平成27年度から 平成28年度まで	四国中央市(金生 町山田井7)の地 籍図及び地籍簿
宇和島市	大浦の一部	平成28年度から 平成29年度まで	宇和島市(大浦の 一部)の地籍図及 び地籍簿
新居浜市	高木町の一部、 庄内町の一部、 坂井町の一部	平成27年度から 平成28年度まで	新居浜市(高木町 の一部、庄内町の 一部、坂井町の一 部)の地籍図及び 地籍簿

2 認証年月日

平成30年9月7日

○愛媛県告示第861号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和 24年法律第195号)第113条の3第3項の規定により公告する。

平成30年9月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日		
農業用用排水施設整備事業	しまなみ地区(今 治市)	平成25年 2 月28日		
農業用道路整備事業	しまなみ地区(今 治市)	平成30年 6 月11日		
ため池等整備事業	しまなみ地区(今 治市)	平成29年 7 月20日		

○愛媛県告示第862号

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知(平成29年7月愛媛県告示第884号)、保安林の指定施業要件を変更する旨の通知(平成29年8月愛媛県告示第921号)、保安林の指定施業要件の変更予定に係る掲示(平成29年9月愛媛県告示第1004号)、保安林の指定施業要件の変更予定に係る掲示(平成29年10月愛媛県告示第1121号)及び保安林の指定施業要件の変更予定に係る掲示(平成29年10月愛媛県告示第1122号)は、廃止する。

平成30年9月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第863号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

- 111, - 1, 11 - - 111, - 111 - - 111, - 111 - - 111, -

平成30年9月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 宇和島市津島町槇川1680から1682まで、津島町下畑地庚63の1、庚64の1
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (4) 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 宇和島市津島町槇川1683、1764、1765、2038、2043、2054か ら2056まで
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 津島町槇川2043(次の図に示す部分に限る。)
 - (イ) その他の森林については、主伐による伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係 書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第864号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年9月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 北宇和郡鬼北町大字上鍵山1779の1、1780の1、1784の1、 大字上大野944から946まで、974、977、978、980、982、984、 985、987の1、989から991まで、1022、1025、1219の1、1219 の2、1220、1221の1、1221の2、1222から1233まで、大字父 野川下1972の1、2420、2422、2423、2425から2432まで、2434
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 大字上大野989・990・1022・1025・1222・1224・1231・

- 1232・大字父野川下1972の 1・2420・2423・2434 (以上12 筆について次の図に示す部分に限る。)
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない
- (ウ) 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 北宇和郡鬼北町大字父野川中208の1、208の2、209の1、 211、866から900、909から914、1525から1529、1537、1540、 1546、1547の1、1548の1、1548の2、1549の1、1551、1552、 1553の1、1554、1555の1、大字父野川下2190から2197まで、 2200から2206まで、2208の1、2208の2、2209から2215まで、 2263から2268まで、2276から2281まで、2298、2306から2309ま で、2311から2317まで
- (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係 書類を愛媛県庁及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第865号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、四国中央都市計画下水道事業四国中央公共下水道(四国中央市施行)の事業計画の変更を次のように認可した。

平成30年9月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 事業施行期間 昭和48年10月30日から 平成37年3月31日まで
- 2 事業地
- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 変更なし

○愛媛県告示第866号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成30年9月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

	道路の種類	路線名	区間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
	県道	十和吉野線	北宇和郡松野町大字奥野川715番 2 地先から		メートル 53~173	キロメートル 0 .134	
		作口到"級	同大字710番 2 地先まで	新	10 4~36 0	0 .134	

○愛媛県告示第867号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年9月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種	類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	西	谷吉田	線		宇和島市三間町則68番 5 から 同町則68番 6 まで						
II.		+:	和吉野祭	線	北宇和郡松野町大字奥野川715番 2 地先から 同大字704番 2 地先まで						II .	

公 告

〇公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成30年9月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 入札に付する事項
- (1) 件名

庁内LAN端末機(一般業務ネットワーク用)の借入れ

(2) 借入物品名及び数量

パーソナルコンピュータ3,769台(ハードウェア、ソフトウェア及び保守部品の提供並びに搬入、据置、配線、データ移行、調整、ハードウェアの保守及び借入期間満了後の撤去等一式を含む)

- (3) 借入物品の内容等 仕様書による。
- (4) 借入期間

平成31年3月1日から平成36年2月29日まで

- (5) 借入場所 仕様書による。
- (6) 入札方法
 - ア この入札は、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編) に基づき、所定の手続により紙入札を承諾した場合を除き、 入札書の提出、開札等の行為を電子入札システムにより行う。 なお、電子入札システムの利用者登録を行っていない入札 参加資格者が応札する場合は、紙入札により行うものとする。
 - イ 入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該 金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨 てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者 であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成29年度、平成30年度及び平成31年度の 製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認め られ、かつ「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の 事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規 定に該当しない者であること。
- (2) ISO27001の認証を取得している者であること。
- (3) 借入期間の開始までに適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 借入物品に係る保守の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場 所及び問合せ先

愛媛県企画振興部政策企画局情報政策課行政情報グループ 〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2287

- (2) 入札書の受領期限
 - ア 電子入札による場合は、平成30年10月18日(木)から同月 22日(月)午前9時59分までの電子入札システムの稼働時間中(愛媛県の休日を定める条例(平成元年愛媛県条例第3号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)以外の日の午前9時から午後8時までをいう。以下同じ。)に提出すること。
 - イ 紙入札による場合は、平成30年10月18日(木)から同月22 日(月)午前9時59分までの受付時間中(県の休日以外の日

の午前8時30分から午後5時までをいう。以下同じ。)に(1) に掲げる場所に持参又は郵送等(書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。)により提出すること。

ウ 郵送等により入札書を提出する場合は、平成30年10月22日 (月)午前9時59分までに、(1)に掲げる場所に必着のこと。

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成30年10月22日(月)午前10時

愛媛県庁本館 1 階 企画振興部政策企画局情報政策課システム設計室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から 第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、仕様適合確認審査 申請書(以下「審査申請書」という。)を知事に提出し、入札 参加資格の確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合 は、これに応じなければならない。

ア 審査申請書の提出期限

- (ア) 電子入札による場合は、平成30年10月1日(月)午後5 時までの電子入札システムの稼働時間中に提出すること。
- (4) 紙入札による場合は、平成30年10月1日(月)までの受付時間中に3(1)に掲げる場所へ持参又は郵送等により提出すること。
- イ 郵送等による審査申請書の取扱い

郵送等により審査申請書を提出する場合は、平成30年10月1日(月)午後5時までに、3(1)に掲げる場所に必着のこと。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に 求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効 とする。

(5) **契約書作成の要否**

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Personal Computer 3769 units
- (2) Time limit of tender: 09:59 a.m., 22 October 2018
- (3) For further information , please contact: Administrative Computerization Group , Information Technology Division , Policy and Planning Subdepartment , Planning and

Development Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 - 8570 Japan Tel 089 912 2287

平成30年9月7日 発行 683